

第 6 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成21年12月14日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 6 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成21年12月14日（月曜日）

午前10時2分開議

午前11時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計
補正予算（第5号）

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

- ① 国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方について
- ② 国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）の現状と今後の進め方について

出席委員（7人）

委員長 九谷弘一
副委員長 高野洋介
委員 村上寅美
委員 前川 收
委員 平野みどり
委員 城下広作
委員 井手順雄

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 廣田大作
次長 福島 淳
次長 藤井正範
次長 加納義英
次長 下林 恭
次長 堤 泰博
農林水産政策課長 白濱良一
団体支援総室長 牧野俊彦

団体支援総室副総室長 浜田義之
農林水産政策監兼

団体検査室長 加久伸治
農村・担い手支援課長 村山栄一

農業技術課長 渡辺弘道
農産課長 麻生秀則

園芸生産・流通課長 城 啓人
畜産課長 高野敏則

農村計画・技術管理課長 宮崎雅夫
農林水産技術管理監兼

技術管理室長 山本一登
農村整備課長 大薄孝一

首席農林水産審議員兼
森林整備課長 織田 央

林業振興課長 藤崎岩男
森林保全課長 久保尋歳

水産振興課長 神戸和生
漁港漁場整備課長 尾山佳人

農業研究センター次長 大田黒 慎一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿田俊夫
政務調査課課長補佐 野白三郎

午前10時2分開議

○九谷弘一委員長 それでは、ただいまから、第6回農林水産常任委員会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

それでは、廣田農林水産部長から総括説明を行い、続いて各課長から順次説明をお願い

いたします。

○廣田農林水産部長 初めに、国庫補助事業事務費の執行に関しまして、このたび、会計検査院から指摘を受けましたことにつきまして、改めまして県民の皆様、委員の皆様にご挨拶を申し上げます。

それでは、座ったまま説明させていただきます。

会計検査院からは、この3月の本県の自主調査で判明した預け金、差しかえのほか、年度末に発注した物品の納品が翌年度にずれ込んだにもかかわらず現年度予算で支払った、いわゆる翌年度納入等の会計処理上の不備、あるいは補助事業実施箇所に係る起工式や落成式などの記念式典出席に伴う出張旅費、あるいは農業振興とか普及所において、臨時職員の給与をこの事務費から払っておったというようなことを、補助事業とは直接関係がない支出であるとの指摘を受けました。

今回指摘を受けた背景には、一会計年度内に処理しなければならないという単年度予算の問題、国から事務費の使途が必ずしも明確に示されてこなかったなどの制度面の問題もあり、このことを会計検査院にも伝えて協議いたしました。結果として指摘を受けることになりました。

県では、自主調査後の本年3月に再発防止策を策定し、今回指摘を受けたものを含め、既に今年度から改善を図っておりますが、今後、国に対して、補助金の使途基準の明確化や一括交付金化など、より使いやすい制度となるよう改善を求めるとともに、再発防止の取り組みを徹底し、県民に対する責任を果たしてまいります。

次に、国の平成22年度予算に関する動きについてですが、概算要求の再提出や行政刷新会議で事業仕分けが行われるなど、今回の予算編成はこれまでと全く様相を異にしている状況にあると感じております。

事業仕分けの結果及び本県への影響について取りまとめたものをお手元にお配りしておりますが、農林水産部といたしましては、事業の効果や必要性について、今後も理解を求めていく必要があると考えております。

次に、10月13日から15日にかけての三重県における農林水産関係施設等の視察、また、11月10日の宇城市及び八代市の農林水産関係施設等の視察につきましては、執行部も同席させていただき、まことにありがとうございました。視察の成果につきましては、今後の施策に役立ててまいりたいと考えております。

続きまして、今回御提案しております議案の概要について御説明申し上げます。

今回御提案いたしておりますのは、平成21年度一般会計補正予算関係議案1件でございます。

一般会計補正予算は、総額11億円余りの増額補正となっており、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は817億円余となっております。

補正予算の主な内容といたしましては、国の緊急経済対策に対応する経費のほか、災害関係の経費などを計上いたしております。

経済対策関係では、県産牛の販路拡大、県産食肉のブランド化等を目的とした食肉輸出認定施設整備に対する国の内示増に伴う経費、森林整備地域活動支援交付金基金の積み増しに要する経費と同基金を活用したシカ害等鳥獣害の被害状況確認に対する助成に要する経費、熊本県森林整備促進及び林業等再生基金の積み増しに要する経費、農業研究センター、林業研究指導所及び水産研究センターの施設の老朽化などに伴う改修に要する経費などを計上しております。

また、6月から7月の梅雨前線豪雨による林道災害復旧に要する経費や、野菜価格が著しく低落した場合における生産者に対する補てん金の交付額の確定により必要となった資

金造成に要する経費などを計上いたしております。

次に、繰越明許費の設定をお願いしております。予算の執行に当たっては、早期完成に努力いたしておりますが、用地交渉の難航など、諸般の事情により繰り越しせざるを得ない状況が生じているため、設定をお願いするものです。

今後とも、できる限り早期完成に努力してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上が今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、その他の報告事項といたしまして、国営川辺川土地改良事業、利水事業の現状と今後の進め方について、ほか1件を予定しております。詳細については、後ほど担当課長から説明いたさせます。

以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

資料の1ページをお願いします。

平成21年度11月補正予算の総括表でございます。

農林水産部全体では、合計で11億円余の増額補正でございます。

2ページをお願いします。

農林水産政策課の補正予算でございます。

上段でございますが、農業研究センター費の管理運営費として2億200万円余の増額補正を、また、下の段では、林業研究指導所費の施設整備費として600万円の増額補正を、さらに3ページをごらんいただきたいと思いますのですが、ここでは水産研究センター費として900万円余の増額補正をお願いしております。

いずれも、内容につきましては、説明欄に記載のとおり、経済対策として、試験研究施設の老朽化に伴い、施設改修を行うものでございます。

次に、今回の補正予算につきましては、各課共通の事項がありますので、私から総括的に御説明いたします。

6ページをお願いします。

経済対策関係の補正予算につきましては、6月及び9月議会におきまして議決をいただき、現在事業を進めておりますが、財源につきましては、国から交付のありました地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を充当しております。

せっかくの国からの交付金ですので、県としては有効に活用したいと考えておりました。今回の補正では、事業の執行過程、例えば入札等により予算に残額が生じたもの、入札残ですね、あるいは、残額が生じる見込みのあるものにつきましては、交付金である国庫支出金を減額するとともに、減額した交付金は他の事業の一般財源に充当することで交付金の有効活用を図ることとしております。

具体的に説明いたしますと、1段目の農作物対策費の下に畑作振興対策費というのがありますが、9月補正において全額一般財源で予算を計上しておりましたが、交付金を有効活用するため、財源更生をするものでございます。

また、2段目のい業振興対策費は、入札が既に終わり、事業費の減が確定しましたので、減額補正を行うものでございます。

次に、3段目の水田営農活性化対策費は、事業費全体が確定しておりませんので、念のため、交付金の減額分と同額を一般財源で措置するものでございます。

今回の補正では、このような補正予算が各課に出てまいります。内容が重複いたしますので、各課長からの説明は省略させていただきます。

だきます。

次に、19ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

平成20年度に引き続き、本年度も11月議会での提案を行っておりますので、その趣旨等について、改めて御説明いたします。

繰越明許費につきましては、平成19年度までは、翌年度に繰り越しが必要となる事業費を見きわめた上で、2月議会に提案していたところです。しかしながら、繰越明許費の設定を行うことで、早期発注、早期完了が可能となりますので、昨年度から11月議会で設定することにしております。

設定額につきましては、過去3年間で最も設定率の高かった年度の設定率を、9月補正後の予算額に掛けまして、表に記載のとおり算出しております。

農林水産政策課は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いします。

○渡辺農業技術課長 農業技術課でございます。

5ページをお願いいたします。

11月補正予算でございます。植物防疫費のうちの病虫害発生予察事業費でございます。

稲に大きな被害を与える害虫にウンカという虫がありますが、大部分は中国大陸から偏西風に乗って飛んでくるものでございますけれども、一部は県内で越冬するものもございます。

最近、農薬が効きにくいウンカが問題になっておりますが、原因としましては、同じ農薬を使い続けたために、農薬になれたといえますか、抵抗性を獲得したものと推測されております。

ことしも県内を中心に被害があっております。特に重要な2種類のウンカを対象に、県内の地域ごと、農薬の種類ごとに、どのくらい効きにくくなっているか、薬剤感受性と申しますが、これを試験場レベルで明らかにし

て、効果の高い薬剤の選定あるいは使い方の検討をするための基礎データを得ることとしまして、必要な経費をお願いするものでございます。国庫で79万7,000円の増額をお願いしております。来年の作付に間に合うよう、今回の補正でお願いするものでございます。

以上でございます。

○城園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

資料の7ページをお願いいたします。

農作物対策費の野菜振興対策費です。

説明欄の野菜価格安定対策事業でございますが、野菜価格低落時に農業経営の安定を図るために、生産者に価格差補てん金を交付する事業です。今回、平成21年度の必要造成額の確定に伴いまして、8,653万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次の欄の債務負担行為の追加ですが、指定野菜の価格安定対策資金に不足が生じた場合に、社団法人熊本県野菜価格安定資金協会に不足額の補助金を支払い保証するため、3億円の債務負担行為を設定するものでございます。先ほど説明がありました経済対策分の1,481万2,000円の減額補正と合わせまして、7,172万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

資料8ページをお願いいたします。

8ページの中段の畜産経営安定対策事業費の中で、右の説明欄に書いておりますけれども、熊本県食肉輸出促進対策事業でございますけれども、この事業は、県産牛肉の販路拡大及びブランド化を推進するために、菊池市七城にあります熊本畜産流通センターを食肉輸出認定施設へ整備するために助成を行うものでございます。

当初、この事業は、50億円の範囲内で事業を詰めてきたところでございますけれども、対米輸出基準に対応するために厚労省とずっと協議をしておりますけれども、その中で衛生基準がアップする可能性が非常に強く、事業費の増額が見込まれたところでございます。そこで、国庫支出金3億円の追加内示を受けるための増額補正をお願いするものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○大薄農村整備課長 農村整備課でございます。

9ページをお願いします。

土地改良費でございますが、単県農業農村整備事業、説明欄にあります水と緑ふるさと保全対策事業費で618万円の減額補正でございます。内訳につきましては、入札に伴う事業費の減、先ほど説明がありました財源更生でございます。

2段目のふるさと農道緊急整備事業費でございますが、1,785万円の減額でございます。内訳は、設計変更に伴う事業費の減でございます。

次に、農地防災事業費でございますが、海岸保全事業費のゼロ国債の設定として、6億2,100万円の債務負担行為の追加をお願いするものです。これは、ノリ養殖等との関係で工事期間が制限されますので、ゼロ国債を活用した早期発注を行いたいと考えておるものです。

以上、農村整備課でございます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

10ページをお願いいたします。

まず、2段目の森林計画樹立費で3,500万円の増額補正をお願いしております。これは、説明欄にあります森林整備地域活動支援

交付金事業におきまして、追加的な対策といたしまして、森林の被害状況の確認のための活動といったものを支援するためのものでございます。

次の段の森林整備地域活動支援交付金基金積立金で7,500万円余の増額補正をお願いしております。この基金は、今ほど説明いたしました森林整備地域活動支援交付金事業の財源のうち国費分を積み立てるものでございますが、追加的な支援を行うことといたしましたので、これに必要な国費、今年度分と来年度分の2年分でございますけれども、これを積み増しするものでございます。

次の段の森林整備促進及び林業等再生基金積立金で4億円の増額補正をお願いしております。本基金につきましては、今年度から23年度の3年間に行います森林の整備の加速化と、林業、木材産業の再生のための幾つかの事業に要する経費のうち国費分を積み立てるものでございまして、6月の議会で条例を制定いただきますとともに、40億円余の積立金を予算化いただいたところでございますが、その後、国と調整した結果、44億円の内示がありましたので、4億円を積み増しするものでございます。

以上、森林整備課合計で5億1,000万円余の増額補正を提案させていただいております。よろしくお願いたします。

○藤崎林業振興課長 林業振興課です。

11ページをお願いします。

最下段の林道災害復旧費の過年林道災害復旧費で1,809万円余の増額補正をお願いしております。これは、平成19年度、20年度の梅雨前線豪雨によって被災しました林道施設の復旧を図るもので、美里町の中央砥用線を含みます4路線4カ所について、4町村が実施します復旧事業を助成するものであります。

次に、12ページをお願いします。

現年林道災害復旧費で478万円の増額補正

をお願いしております。これは、本年の6月29日から7月27日にかけての梅雨前線豪雨によって被災しました林道施設の復旧を図るもので、山鹿市の西岳不動岩線を含みます26路線38カ所について、8市町が実施します復旧事業を助成するものであります。

以上、林業振興課としましては、2,287万2,000円の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○久保森林保全課長 森林保全課でございます。

13ページをお願いいたします。

治山費で単県治山事業で1,780万円余の増額補正をお願いしております。これにつきましては、梅雨前線豪雨等により発生いたしました山地災害のうち、保安林内の国庫補助の対象とならない比較的規模の小さい被災箇所を、経済対策として前倒し実施するものでございます。県営事業で美里町洞岳を含む4カ所の被災地を復旧することとしております。

森林保全課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○神戸水産振興課長 14ページをお願いいたします。

水産振興課でございます。

2段目の栽培事業運営費と6段目の漁業取締費は、農林水産政策課長から御説明がありましたように、経済対策に関連するもので、省略させていただきます。

4段目の漁業経営構造改善事業費につきましては、県漁連の入札機器の電子化を支援するもので、新たに導入する機器と既存の機器との接続についても補助対象として認められましたことから、新たに591万円の増額補正をお願いするものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で

ございます。

15ページをお願いします。

上から2段目の県営漁礁設置事業費につきましては、国の内示減の2,867万7,000円の減と財源更生によるものです。

次の増殖場造成事業費は、財源更生によるものです。

次の水域環境保全創造事業費も、国の内示減80万円減額補正と財源更生によるものです。

次に、16ページをお願いします。

上から2段目の広域漁港整備事業費につきましては、天草市の深海漁港と崎津漁港の年度内完成に必要な額1,150万円を増額補正するものです。

また、中ほど、債務負担行為の追加をお願いしておりますが、これは広域漁港整備事業の残土処分地を造成するためのゼロ国債の設定費でございます。

下段の地域水産物供給基盤整備事業費につきましては、次の17ページの上段にかけて記載しておりますが、これは、苓北町が水産物の生産、流通の機能強化を図るため都呂々漁港の整備を行うもので、国の経済対策の一環として実施するものでございます。7,500万円の増額補正を計上しております。

17ページの下段をお願いします。

単県漁港改良事業費につきましては、財源更生によるものです。

次に、18ページをお願いします。

上段の漁村再生整備事業費につきましては、4漁港の国の内示減により、合計で6,211万4,000円の減額補正となります。

下段の漁港関係港整備事業費につきましては、説明欄1番の港整備交付金事業費が今年度完成するため、2番の水産基盤ストックマネジメントが国の内示減のため1,139万5,000円の減、合計の734万5,000円の減額補正となります。

以上、漁港漁場整備課としましては、総額

1,243万6,000円の減額補正をお願いしております。

以上で説明を終わります。

○九谷弘一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 畜産課長、8ページの食肉輸出促進の50億で、総事業費は幾らぐらいになるの、上乘せと言ったが。

○高野畜産課長 当初は50億円ということでしたんですけども、最終的には、入札がまだ1カ所だけ終わっておりませんので、それが確定しないとわかりませんが、今のところ52億から53億ぐらいになるんじゃないかと思っているような状況でございます。

○村上寅美委員 これにちなんで、熊本市の春竹の屠畜場が閉鎖される矢に聞いているけど、その辺はどうなの。

○高野畜産課長 村上委員の御質問でございますけれども、熊本市につきましては、平成23年3月末の廃止ということで、今計画を進めております。

それで、昨年3月に、利用者の方から、民設・民営の施設をつくりたいということで要望書が出て、市も大体それに沿って進めておたわけでございますけれども、ことしの6月、畜産流通センターを新しくするというので、これは流通センターの方から、できたら一緒にできないかというみたいな話がありまして、今それぞれ、熊本市経済連、それと県も一応中に加わっておりまして、そこをどうするかというところで今詰めをやっているような状況でございます。それで、最終的には、まだそこがどっちに行くかという

のは最終結論まで行ってないというような状況でございます。

○村上寅美委員 それで、どっちに行くかということまでは、おれも大体わかるとるわけ。それで、どっちに行っても行政主導で、そして業者の育成という見地から宙ぶらりんにならぬように、どっちに行っても双方が成り立つようなシステムを検討してください。

そうしないと、片一方は民間でやろうとしていた、それを今度は畜協の方にこれを全部持っていってしまうと、こっちが置き去りになるというようなことにならぬように、双方で円満に解決するような形で——春竹はもう23年3月閉鎖でしょう。だから、そういうふうにならぬように、ひとつ要望しとく。結論はないだろうから、要望で結構です。

以上です。

○高野畜産課長 わかりました。

○九谷弘一委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 予算関係で、どの部署ということじゃないんですけれども、委員長、いいですか。

○九谷弘一委員長 はい、どうぞ。

○前川収委員 国の1次補正に一生懸命呼応していただきながら、熊本県も、農業予算、農林水産予算でしっかりと取り組みをしていただきまして、それなりに成果が見えてくると思っておりますけれども、来年、再来年、一応前政権時代は3年間これをやろうという話があったんですが、残念ながら政権交代によりまして、来年、再来年はことしのようなやつは見込めないだろうというふうに思っておりますけれども、中には、3年間でやる事業というものが、基金になっている部分はい

いんですけれども、基金じゃなくて3年間で、毎年単年度で予算を組んでいこうというような計画があった事業もあるかもしれないという部分がございます、導入はしたけれども、始めたけれども、来年、再来年の見込みが立たない。

基金事業は、3年間基金でやってるから大丈夫とは思いますが、そういったものが、今回の中にあるのか、ないのか、ちょっと教えていただければと思いますけれども。農林水3つあるから、それぞれ担当の人に聞かないかぬたいな、農と林と水と。

○白濱農林水産政策課長 ちょっと私の記憶にはありませんが、3年間……。

○前川収委員 要は、今回の補正予算をきっかけに、3年間継続されることを前提に事業をやろうという話で始まってきたけれども、来年と再来年はもうないかもしれない。ないと限定はできませんけれども、ない可能性が非常に高いということで、一たん——最初は、基金事業で取り組んでいけるものは基金でという話でやってたけれども、基金で取り組めない部分もあったんじゃないかと思うんですね。今後、2年間で消えるところとか心配するところはないんですかということです。それは、各課の方に聞いた方がいいのかな。後ろから手がさっき挙がったよ。

○麻生農産課長 私の所管は、転作及び強い農業交付金というのが補正でなりましたが、転作関係につきましては2万5,000円という上乗せ予算にいただきましたけれども、今回、次年度以降、それを含めた米粉飼料については8万という形で継続がなされる——継続といいますか、実質上、引き継がれるということになっております。

強い農業交付金については、御承知のとおり仕分け作業等で今査定中でございますの

で、どういうふうになるかというのは今からということでございます。

○前川収委員 ほかはないんですね。じゃあ、ほぼ大体大丈夫とっていいんですか。

○九谷弘一委員長 ほかの課はないんですか。

○神戸水産振興課長 水産振興課でございますけれども、先ほど農産課の方からございましたように、水産の方でも強い水産業づくり交付金という部分がございます、予算的には70億程度の予算でございますけれども、国全体で。

この交付金の中には、施設整備等のハード事業と水産資源の増養殖関係のソフト事業等が含まれておりまして、3分の1削減という内訳になっておりますので、来年度予算については足りないものが出てくる可能性がございます。

○九谷弘一委員長 ほかはないですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農業農村整備事業関係でございますけれども、今年度の経済対策では、海岸保全の事業について積まさせていただいておりますけれども、それは3年間を前提にしたものではございませんので、今の御質問の件についてはございません。

○織田森林整備課長 森林・林業関係でございますけれども、直接、例の基金がございましたので、来年までは、そんなに影響は少ないと思っておりますが、例の事業仕分けにおきまして、別途、計上予算で作業道の整備をする予算が要求されていたんですが、これは、基金があつて、基金を使って作業道もできるんだから要らないだろうということで、その

予算が廃止になったということがございますので、23年度あたりに——作業道は我々もほとんど今から整備していかなきゃいけないと、思っているものですから、要望もありますので、23年度あたりにちょっとその辺の予算的なものが一つ心配になるのかなと懸念はしております。

以上です。

○前川収委員 もう大丈夫ですね、大体。まだあるんですか。

○牧野団体支援総室長 団体支援総室ですけども、これは県の直接の事業ではございませんが、いわゆる緊急保証というような形で、金融面の支援が2年間とか3年間とかあっておりますが、それがちょっと先が見えないという点はございます。

○麻生農産課長 委員長、ちょっと補足説明を。

米粉等飼料については、2万5,000円が確保されましたが、他の作物については、なっていない部分もございますので、そこはちょっと心配です。

○前川収委員 国が政権交代によって政策が変わったことは仕方ないけれども、農林水産部の予算というのは、基本的にはやっぱり受益者と言うんですか、農林水産業に携わる皆さん方との非常に関連が深い予算でありますから、そういう部分が、受益者の皆さん方、農林水産業に携わる皆さん方の経営体制に直接影響が出てしまうということを私は懸念をしているんですね。皆さんが困るんじゃないんですよ。

要するに、農林水産業者が、これは3年間あるからという思いで、そういう何と言うんですか、経営計画なりをつくりながら取り組もうとしてきて、初年度取り組み始めたけれ

ども、来年以降がちょっと難しくなったということにならないように、やっぱりそこは本来国でやってもらいたいというのが第一義ですけれども、それがもしできなくなったにしても、県の方で何かカバー、フルカバーはできないにしても、ある程度のカバーができるようなことは、ぜひ考えてもらいたいと思います。

これは一律的な話ですよ。何がどこということじゃなくて、基本的に国でやろうという事業があつて始まったけれども、国の都合でやめましたと言われて、それは業者の人たち、農林水産業に携わる人たちにとっては、余り責任はないわけでありますから、途中で投げ出されたというような形にならないように、県としても、ぜひ御配慮をいただきたいというふうに思っております。

基本的には、3年間の分の基金で積んである部分がたくさんあると思いますけれども、今回の事業仕分けを見ても、それから来年から始める米の戸別所得補償という制度についても、まだ全容はわかりませんが。

実は、きのう、大津町で集落営農をやっているところに行っちゃって、それを組織化して法人化し、株式会社化までなさっていらっしゃるところに行っちゃってまいりました。いろんな内容の話聞いたんですけども、結局、今国からいろんな転作とか何やかんやで来ている交付金が、その収益の6割ぐらいになっているんですね。戸別所得補償で支払われる戸別所得と、それから団体に対して、そういった、要するに法人も含めた集落とかに対して支払われる分とどう整合されるのかがよくわからないというのが現実でありまして、せっかく集落営農で株式会社まで——県内で唯一だと聞いてます、やっていたところ、結局、戸別所得補償をやりますから、米の分はやりますから、ほかの補助については外しますと言われてしまうと、個人は立っても会社はもう立たなくなってしまうと、集落営農を

進めようという意欲は、もう全くなくなってしまおうというんですか、できなくなってしまうという現実が私は問題としてあると思っています。

だから、その辺の内容はまだよくわからないと、戸別所得補償の概要がよくわからないから、何とも皆さんも説明しようがないんでしょうけれども、いずれにしても、そうなる懸念があるという部分については随分心配なさっていらっしやいました。

だから、あの人たちは反対なんですよ。せっかくここまでやってきたのに、戸別に配られてしまうならば、要するに団体に集落を守っていこうという集落営農が成り立たなくなるという御心配もなさってらっしやいましたから。ぜひそういうところについては、今までの流れで悪いところを変えるのは当然ですけども、せっかくうまくやり始めてきたところができなくなってしまうというようなことについては、国に対しても、それからいわゆる世論に対しても、しっかりその違いの部分を書いていかなきゃいけないと思います。

そういった部分を、これから大変でしょうけれども、何がどう変わっていくのかという部分についての見きわめをしっかりやっぴきながら、そこを我が県の農政のありようという部分として考え方をしっかり持ってやってもらわないと、国がこうだからだけで済ませてはいけないと思っておりますので、その点はしっかり頑張ってくださいように、農業だけでなく林務も水産も同じですけども、そういった部分については。

今後政権交代というのは、2大政党制であり得るためでもあったわけですから、それは極端に言えば4年ごとに政権が変わることだっって現実的でないわけじゃないわけですね。衆議院の任期は4年ですから、最長でも、4年ごとに変わって、4年ごとに政策がころころ変わるという話になったならば、県も大変でしょうけれども、県が大変以上に、農林水

産業者の皆さん方がやっぱり大変だと思いますから、そこでやっぱり一貫性を持たせるという部分で県がしっかり頑張らなきゃいかぬ部分も、限界はあるにしても、思いますので、ぜひそこを頑張ってください。

以上です。もう答弁は要りません。

○九谷弘一委員長 ほか。

○城下広作委員 5ページなんですけれども、余り詳しくないものだけん、ちょっと確認の意味で。

例の水稲のウンカ類の病害虫が、中国の方から来るというような感じなんですけど、今回、病害虫がなれて、結果的にまた効かなくなると。だから、新しいのをばんばん開発をしていくということですけども、病害虫の分だけ、大陸からの影響というのは、大体もうかなり毎年あって、新種がどンドンどんそうふうに病害虫というのは変わってくるのか、この辺の状況を、まず教えていただきたいと思います。

○渡辺農業技術課長 確かに、このウンカにつきましては、中国大陸から偏西風に乗って梅雨どきにやってくるようでございます。中国がどういう薬を使っているのかが、まだはっきりつかめておりません。

それで、どういうものに対して、感受性といいますか、抵抗性を持ったのかを調べるものでございますけれども、中国が使っているのと違う薬を使えば効くわけですから、そういう意味で、このデータを集めるための事業といいますか、こういうことをやっていきたいと考えております。

○城下広作委員 要するに、向こうの大陸からの影響でどンドンどンドン新しいのが来て、そのために被害をこうむると。それがずっと追いついていくのか。また、こういうの

は時代の変化でどんどんどんどんふえるから、こういう予算なんていうのは必要になってくると思うんですね。

こういう予算というのは、しっかり大体確保されていけるものなのか、それとも、時の政府によって、余り関心がないと進まないで予算がつかないと。こういうのは、ちょっとどうなんでしょうか、雰囲気的には。

○渡辺農業技術課長 このたび、これは緊急的にこういう問題が出てきたということで、国の方からもやってくれということで、うちもやりたいというようなことで始まった事業でございます。

特に、今回、トビイロウンカというので、坪枯れといいますか、畳1畳ぐらい、水田の真ん中が稲刈り直前になって茶色に枯れてしまっているものがありますが、これとか、もう一つ、ヒメトビウンカと申しまして、これはしま葉枯れ病というウイルス病ですけれども、これを媒介するのがおります。

緊急にこれが2つ、最近になりまして熊本でも大きな被害が出てきているということでございます。これが17年ぐらいから被害の程度が大きくなったということで、ついでにございまして。そういう意味で緊急に付けてもらったようなところでございます。

○城下広作委員 こういうのは、しっかりそのときそのときに、ある程度被害が出たらどんどん予算をとって拡大しないように頑張っていたらいいと思うし、今後、新たないろんなそういう病害虫が、また新種でやってくる時には、早目早目に研究をしながらやるというのは非常に大事なのかなというふうに思いますから、頑張っていたらいいと……。

○渡辺農業技術課長 ありがとうございます。

○九谷弘一委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 この事業仕分けの報告が来ていますけれども、これはその他で話を聞いていいですか。

○九谷弘一委員長 じゃあ、今……

○前川収委員 今いいんですか。

○城下広作委員 これは、この内容だけのことでしとかなないと、おかしくなるから……。

○九谷弘一委員長 済みません。どうも失礼いたしました。

それでは、その件については、後ほどお願いいたします。

ほかに何か。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 私の方から一つ、廣田部長がお見えでございますので。

ごあいさつの中にありましたように、農研センターの老朽化等々による補正で幾らか見えてあるようでありまして、私どもが視察に行ったときに、建てたときに整備をした機械も老朽化しとるし、非常に機械も進歩しているというお話を聞いているわけでありまして。

そういった中で、成果品だけを研究機関に要求するのはいかなるものか。やはり、それをできるような形の整備というのが——やっぱり更新はやるべきじゃないかという思いがいたしております。

しかし、財政的に大変厳しい中でありまして、何とかやりくりをしながらでも、そういった整備——これは農研だけじゃなくして、林研、水研を含めて申し上げているわけでありまして、どうぞひとつそういったことを御理解して、積極的にそういった方

向に——農研だけでも20億円程度かかるようなお話を聞いておりますから、今ぐらいの予算のつけ方では、5年、10年かかるというような形になりますから、どうぞひとつその辺は気配りをしながら配慮をしていただきたいというふうに思います。

農研センターからお見えになつとる、あるいは水研からお見えになつとるかどう、林研からお見えになつとるかどうか知りませんが、農研からお見えになつとると思いますので、どうぞその辺について思い切った要望をここでしておいていかれるのであれば、保証人になりますので、どうぞ言っていただきたいと思います。

○大田黒農業研究センター次長 農業研究センターでございますが、今回、緊急に研究を推進するのに必要な施設整備につきまして予算をつけていただいております。大変感謝を申し上げたいと思います。

今後、我々としても、施設の整備につきましては、努力をしていながら、あるいは耐用年数もありますけれども、長く使えるように丁寧な使用を心がけつつ、研究成果をしっかり上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございます。

○九谷弘一委員長 遠慮遠慮のお願いのようでもございましたけれども、どうぞひとつ、そういった装備のおくれによって研究開発がおくれたということになると、熊本県の農業県としての恥でありますし、水研にしたって、林研にしたって、しかりだと思っております。どうぞひとつ積極的に取り組んでいただきますように、私の方からお願いを申し上げます。

ほかになれば、質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号について採決したいと

思います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 御異議なしということであります。御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいか、お伺いをいたします。よろしいでしょうか。

（「はい」「異議ありません」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、宮崎農村計画・技術管理課長に報告をお願いいたします。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

私の方から、2件御報告をさせていただきます。

1件目は、国営川辺川土地改良事業（利水事業）の現状と今後の進め方についてでございます。

資料をごらんいただきたいと思います。

現状でございますが、9月議会でも御報告をいたしておりますけれども、本年の6月に、関係市町村長、それから市町村議会につきましては、既設導水路活用案での事業推進について意向が一致をしているという状況でございます。今現在では、川辺川に既得水利権を有しております人吉、それから相良村

の土地改良区の合意について、地元で調整が図られているという状況でございます。

ひとよし土地改良区につきましては、7月15日に特別議決ということで可決をされておりますが、川村飛行場水路、それから柳瀬西溝の2地域について、地区事業からの除外を求められております相良村土地改良区におきましては、8月に説明会を行ったところでございますけれども、まだ合意が得られていないというような状況になっております。

その8月の説明会におきまして、行政支援がなくなった後の水代の懸念でありますとか、再度話し合いを求めたい、そういった声がありましたので、相良村の方では、先月9日から13日につきまして、農家との意見交換会を開催されておるというところでございまして、改めて事業に関する情報提供を行うとともに、維持管理費につきましては、市町村が支援を行う旨の6市町村長連名による覚書案についても提示をされておるといような状況でございます。

相良村につきましては、この意見交換の後、両地区の農家に対しまして、改めて事業の参加の意向を確認するためのアンケートを行うということでございまして、これにつきましては、先週の木曜日、10日から現実の調査が行われております。

その結果を踏まえまして、6市町村間で両地区の取り扱いを検討した上で、相良村土地改良区に対しまして、既設導水路活用案についての合意の確認を行いたいというようになっています。

2番目でございます。

今後の進め方でございますが、これも申し上げているとおりでございますけれども、本事業の再開に当たりましては、地元の合意形成、これが図られることが極めて重要でございます。

県といたしましては、引き続き、地元の合意形成に向けて必要な支援に努めてまいりた

いというふうに考えておるところでございます。

川辺川土地改良事業につきましては、以上でございます。

次に、国営大野川上流土地改良事業（大蘇ダム）の関係でございますが、これにつきまして、現状と今後の進め方について御報告申し上げます。

まず、事業の概要でございますが、関係市町村といたしましては、本県につきましては、阿蘇市、旧波野村でございます。それから、産山村、大分県につきましては、竹田市でございます。昭和54年度に着工をいたしまして、受益面積といたしましては、本県が527ヘクタール、大分県が1,631ヘクタール、合計で2,158ヘクタールでございます。

内訳でございますが、右の括弧に書いてございますが、本県につきましては、畑が大半でございます。一方、大分県につきましては、水田がその受益の約半分ぐらいということで、それぞれの特徴がございます。

総事業費につきましては、593億5,000万ということでございまして、この総事業費に対する負担額といたしましては、本県が19億円、阿蘇市が5億円、ダムがございまして産山村の負担はございません。

今年度まで、ほぼ事業費も99%ということでされておりまして、平成22年度につきましては、7,800万の概算要求を農林水産省はしております。

主要な工事でございますが、大蘇ダム、それから大蘇ダムに導水をいたしますための頭首工1カ所、それから導水路、それから幹支線水路パイプラインでございます。それから、附帯施設がございます。

次に、現状でございます。

まず、大蘇ダムの現状について御説明をいたします。

大蘇ダムにつきましては、平成16年度当初に本体工事が完了いたしまして、平成17年2

月から試験湛水を開始しております。

その結果、大蘇ダムにつきましては、平成18年7月に満水となりまして、水位降下を経まして、同年10月に試験湛水を一たん終了したということでございますけれども、貯水池から周辺地山への水の浸透が見られるということでございまして、国は、再度、19年度から試験湛水を開始して、浸透状況調査等を行ってきたところでございます。

国は、平成20年2月、これまでの調査の結果から、現状の大蘇ダムにつきましては、安全性に問題がないことを確認しているが、貯水池から周辺地山への浸透量が当初の想定を超える状況で、当面の水利用が可能な状態にはあるものの、計画用水量の全量を確保することは困難ということにつきまして、県、それから市村に説明をしております。

このようなことから、国は、農家による試験的な水利用を行いながら、大蘇ダムの浸透量や利水機能を確認し、あわせて必要な水確保の検討をするとして、本年度につきましても、引き続き試験湛水を実施している状況でございます。

本年5月、ダムの水を抜いた上で貯水池底の調査を行いまして、貯水池につきましては、池底全体から浸透をしているということを確認していると報告を受けております。

大蘇ダムの浸透の問題につきまして、これまで国は、本年秋までに対策方針を示すということでございましたが、政権交代に伴いまして、赤松農林水産大臣は、まずは現地視察を行い、関係者の意見を聞く必要があるという意向を示されまして、11月1日でございますが、郡司農林水産副大臣が大蘇ダム等の現地を視察しております。

その際、農家の水需要に応じた通年通水を行って、水の必要量や大蘇ダム等の供給能力を確認する必要があると、また、来春の通水までに、大蘇ダム浸透問題の対策方針を示すことが国の責任であると、こういったことな

どを発言されておるところでございます。

次に、地元等の状況でございます。

本県におきましては、国から、現状の大蘇ダムの機能でも、水田及び県営事業で末端整備を予定している畑地に対しては必要な水を確保できるという説明を受けておりまして、これまで末端整備を進めてきております。

こういった状況から、本県では、大蘇ダムの水につきましては、現在、給水栓を設置済みの畑21.6ヘクタールにおきまして水の利用が可能な状況でございまして、今年度末までには、畑4ヘクタール、それから水田64ヘクタールにおきましても、利用が可能となる予定でございます。

産山村におきましては、積極的に大蘇ダムの水を利用していきたいという農家の方もいらっしゃるしまして、本年の5月中旬以降、一部の水利用が開始をされております。

阿蘇市につきましては、将来の維持管理費の不安等もございまして、大蘇ダムの水利用に関しては消極的な意見もございまして、現在水利用については開始をされておりませんが、来年度には一部水利用を開始する予定でございます。

阿蘇市、それから産山村におきましては、大蘇ダムの水を利用する経営実証圃の設置を、国費定額の事業により進めておるところでございます。

今後の進め方でございます。

本県といたしましては、引き続き、次のような方針で本事業に対応してまいりたいというふうに考えております。

1番目につきましては、今後、大蘇ダムに係る現行計画以上の工事費負担には応じられない。

2番目でございます。現状の大蘇ダムでも一定の利水機能がございまして、その機能を最大限に利用していく。

3番目でございます。今後の国営関連県営事業の実施方針といたしましては、国の調査

や営農の進展状況を見きわめながら、段階的に末端整備を行っていききたいというふうに考えております。

最後、4番目でございますが、水を使った営農の実証など、営農支援につきましても、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、本事業の対応に当たりましては、関係する県でございます大分県と引き続き十分連携を図っていききたいというふうに考えております。

大蘇ダムの浸透問題につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、来年の春先までには、国から具体的な対応方針が示される予定でございますので、本県といたしましては、その段階で、県としての対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○九谷弘一委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○平野みどり委員 国営川辺川土地改良事業の利水事業のことですけれども、反対をされていると。新規取水の同意に関する要望書ではなく、飛行場水路と柳瀬西溝がかりの水路での取水を望んでおられる農家は、実際何世帯ぐらいなんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 望んでおられるという御質問でございましょうか。

具体的にそれを把握するというために、村の方が、現在戸別にアンケート調査ということで、その把握をされているというふうに承知しております。

○平野みどり委員 これに対して、反対行動というか起こされていますよね。それに同意されるというか、そちらの方に賛同される方

たちも、相良村にはかなりの世帯いらっしゃるということでしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 8月に、今御説明をしましたように、2つの地域につきましては、事業から除外を求める請願書が提出をされております。その請願書には、約6割ぐらいの農家の方が署名をされているという状況ではございます。

○平野みどり委員 相良村議会でも割れていますよね。相良村以外の自治体の皆さんへの利水ということを考えていらっしゃる議員さんたちと、この2水路の整備での取水を望んでおられる方が、どうなんですか、議会としては拮抗しているのでしょうか。それとも、この取水のやり方、農水案じゃないやつの方を支持されている議員さんが多いんですね。そこら辺ちょっと御存じでしたら。

○宮崎農村計画・技術管理課長 冒頭申し上げましたけれども、以前、過去におきましては、平野委員の今お話がございましたように、相良村の議会の中でいろんな御意見があったことは承知しておりますけれども、ことし相良村の村議会選挙がございまして、その後の議会におきまして、既設導水路の活用案で推進をする旨の決議がなされておりますので、現時点におきましては、相良村議会につきましては、既設導水路の活用案での事業推進について一致しているというふうに承知しております。

○平野みどり委員 ということは、議会では一応既設導水路ということですが、請願で見る限りは6割の農家の方がということで、そのバランスがちょっと逆転している微妙な状況だということに理解してよろしいでしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 そういうことだと思いますので、何度も恐縮でございますが、そういうようなこともございまして、相良村としましては、これまで、8月、それから11月に農家の皆さんへの説明会を開かれたわけでございますけれども、必ずしも全員の方が出席をされている状況ではないということもございまして、今回戸別にその説明会での説明内容を御説明した上で、それぞれの意向を聞かれているというような状況でございます。

○平野みどり委員 アンケート調査をされていますが、これは意向調査ですよ。これに反対しているということは、はっきり数がわかってしまうことが難しいということなのか、そういうところでの意向と本当の真意というのが違うというようなことを考えておられるのか、そこら辺はおわかりですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 詳細につきましては、ちょっと私も承知しておりませんが、8月の段階の各水がかりの説明会におきましても、必ずしも情報が皆さんに伝わってないんじゃないかというような声もあったやに聞いておりますので、それを踏まえて、11月に改めて説明会も開かれたわけでございますけれども、そういった情報を皆さんに提供した上で、今回それぞれの農家の方に意向を確認したいというようなことだと承知しております。

○平野みどり委員 済みません、何度も。じゃあ、これで、その意向調査で3分の2以上というのがはっきりわかったら、これも進めていいという形になりますよね——ですよ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 数字がどうこうというのはちょっとわかりませんが、今

委員おっしゃった、そういった数字が一つの目安にはなるかとは思いますが、そのアンケートの結果が大体年内ぐらいにはまとまるというふうに聞いておりますので、その結果を踏まえまして、改めて関係の6市町村長さんの意向も踏まえて、事業の方向性について、地元としてどういうふうにお考えなのかというのを検討されていくということだと思っております。

○平野みどり委員 3分の2集まったら進めるということではなくて、やはりこの利水事業、ここだけの話ではないですが、3分の2がとれたらもう進めていき、そして、その地域の中で同意しない方たちとのしこりが残るといことが間々見られますので、丁寧に進めていただきたいなというふうに思います。

そして、もしもここが3分の2以上とれて進めるという形になったとき、この方々はこの事業に参加しないという形になったとするならば、その際の水の手当てというのは、もう全く見通しがつかないわけでしょうか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 仮にでございますけれども、現在の案で、アンケート結果も踏まえて、地元の方で既設導水路の活用案で事業推進をされるということになりましたら、最終的には、その変更の計画でもって受益者から土地改良法に基づく同意聴取を行った上で事業が進められるわけでございますけれども、その反対をされた方につきましても、同じ水掛かりということでございまして、土地改良法はその方も含めて事業がなされるというふうになっておりますので、そういうことでございます。

○平野みどり委員 わかりました。

○村上寅美委員 同じダムだけどね、大蘇ダム、こうして見てみれば、最近おれも関心持

ったんだけど、昭和54年に着工しているから、今昭和85年か、84年か、約30年だな、単純にね。完成を17年に一応しているね。そして使われぬと言うなら、手抜きじゃないか、これは。これは完全に完成して——完成したんだらう。これは竣工、終わったんだらう。まず、どうなの、これは。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今村上委員がおっしゃいましたように、基本的には工事は完成をしております。

○村上寅美委員 だから、手抜きかどうか別にして、完成して水がたまらぬたい。ダムつくったってどうするか、これは。原因は漏水してしまうというようなことだろうから、これは国の方で徹底的にやってもらって、最後の4項目にも書いてあるけど、それしかないよ、これは。せっかくつくったやつが使えないというようなことを、県でも国でもやっちゃいかぬわな。

結果として、こういう結果が出たんだから、出た以上はどうするかということに対して、負担とかなんとか国にやってもらわぬかぬたい、これは国営だから。県の姿勢もそういうふうになつとるようだけど——そういう姿勢でしょう。これに書いてあるから、県は負担には応じないと書いてある。そういう姿勢だね。確認だけ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今お話がございましたように、こちらの「今後の進め方」でも書いてございますように、1点目でございますけれども、大蘇ダムについての「現行計画以上の工事負担には応じられない。」ということにつきましては、これまで国に対して言っておりますので、そういう方針でまいりたいというふうに思っておりますし、今後の大蘇ダムについての対応の方針につきましては、まさしく国が考えるべきも

のでございますので、それにつきましては来春までに示すということをお願いしておりますので、それを踏まえて対応していきたいというふうに考えております。

○村上寅美委員 答弁は要りませんけれども、30年かかってつくったんだから、使えるようにせなたいね。それが第一たい。使えるということと、使えるためには補修を国でやりなさいということの姿勢で頑張ってもらいたい。答弁は要らない。

○九谷弘一委員長 いいですね。

○前川収委員 済みません、川辺の話に戻りますけれども、ちょっと聞きたいことは、川村飛行場水路と柳瀬西溝掛かりの関係者の皆さん方が、まだ同意なさないということで、今その状況はアンケートで調べるということですけども、もともとこれは、川辺の利水事業につきましては、土地改良事業につきましては、川辺川ダムとのかかわりが非常に強くて、当時、ダムの水は要らないということでの反対運動をなさっていたという前提があつて、土地改良の視点からダムをつぶそうという運動も一部あつたというふうに私自身は認識を持っております。

ダムは、もう大臣がつくらないと言ったわけですから、当時反対をなさってらっしゃる方は、この新しい既設導水路代替案というかな、新しい案もダムの水だとおっしゃっていましたが、ダムの水じゃないことはわかったわけですね。ダムがなくてもできるということでもありますから、一切関係ないということではありますが、この2つの地域の皆さん方の考え方の中には、この土地改良事業全体をやりたくないと思つてらっしゃるのか、もしくはもう自分たちのエリアは要らないとおっしゃっているのか、そこは随分この先が違ってくると思うんですね。

まだそれは把握されてないのかもしれませんが、私は、ダムの問題は、もう一定の解決が——解決というんですかね、決着ができて、今この時点において、ダムというのはいくらつくらないと国交大臣が言ったわけですから、その上に立って、その反対の受益者の皆さん方がどうお考えなのか。

要するに、国営川辺川土地改良事業そのものをやらせたくないと思ってるのか、自分たちは参加しないとだけおっしゃっているのかというのは、随分意味が違ってくると思いますが、その辺は何か把握なさってらっしゃいますか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今おっしゃいましたように、2つの方向では大分違うということでは間違いないというふうに思っておりますが、これまで、農政局、それから国に対して請願がなされておりますのは、このそれぞれの地区につきましては、事業から外れたい。

と申しますのが、特に維持管理費の問題、それから現在の水利権を放棄して、上流で合口をすると。これは、放棄というのは適切ではございませんけれども、そういう言い方をされて、その2つについて懸念があるので、自分たちは外れたいというふうにおっしゃっていると理解をしております。

しかしながら、このアンケート調査につきまして、改めて、その反対をされている方から、村の方に、アンケートについて反対をするというようなことがなされているようでございますので……。

○前川収委員 アンケートするなということ。

○宮崎農村計画・技術管理課長 はい。地元を混乱させるというようなことで、アンケートについても反対だというようなことをお

しゃっているようでございますので、そのあたりも含めて、今回はっきりしてくるのではないかなというふうに考えております。

○前川収委員 3分の2の同意というのは、法的要件であることはよくわかってますし、事実上、事業を進めようとしたときに、3分の2だけでは到底進められないという現実があることは、私以上に皆さんの方が御存じだと思っております。

そういった場合、川辺川の土地改良区事業というのは、これまでの経緯からいけば、受益面積がどんどんどんどん除外されてきて減ってきたという前提の中で、この2つの地区が、仮にアンケートの結果で3分の2の同意見込みがないということになって除外することになったら、国営事業として維持できるか、これまでの経緯も含めてですけれども、その辺の見通しは持ってらっしゃいますか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 そのあたりにつきましては、まさしく国が事業主体でございますので、地元の方が2地域を外して進めたいということに対しましては、基本的には国の方で検討をされるということだと思います。

ただ、委員お話がございましたように、今1,300ヘクタール弱でございますが、2地域を合わせまして約150~160ヘクタールがさらに抜けるということになるわけでございます。

県といたしましては、これまでの経緯もございまして、引き続き国営事業でなされると、事業をするということを要望してまいりたいというふうに思っております。

○前川収委員 当然、これまでの経緯も踏まえて、国営での事業継続というのはお願いしたいというふうに私も思っておりますけれど

も、その2つの地区が御自身たちの考え方をきちっと出されるのであれば、もう早く結論を出さないと。つまり3分の2の同意取得に対する動きを始めないと、ずっとこのままでありますし、仮に3分の2の同意が全体でとれなくても、今度は土地改良法に基づく事業廃止の同意をとらないかぬ。これも3分の2の同意が要るわけでありまして、それはもう本当に大変だろうと思いますね。

ですから、私は、一回事業推進の同意、これは当然ですけれども、それをやった上で、結果を見て、もちろんとれていけば前に進むし、とれなかったらこれは切るしかないわけですから、次は廃止同意の取得に向けたまた大変な作業が始まるんだろうなと思ってますけれども、もうダムの問題は、この政権交代によりましてははっきりおっしゃったわけですから、それは利水事業の足かせにならないという意味においては、そういった考え方、間違った考え方を持ってらっしゃる方もわかったでしょうから、関係ないと。ダムの水じゃないということはわかったと思いますから、その点について一致していただいて、進んでいく機会をとらえて、早くその点について結論を出すように頑張ってください。

以上です。

○九谷弘一委員長 ほかにありませんか。

○加納農林水産部次長 次長をしております加納でございます。

今の川辺川、それから大蘇ダムについて、一言補足をさせてもらいたいと思います。

今、宮崎課長が話したとおりでございますが、川辺川につきましては、農家の方々、さまざまな方がおられます。自分は高齢で負担金をかけてまではという方もおられますし、その一方で、やっぱり球磨地域の農業を自分たちがやるんだという強い意思で、親父の跡を継いで水を使った農業をやりたいとい

う若い人たちもおられます。

それで、私たち、今県としては、これまで、前川委員もおっしゃったように、ののしり合いから融和、協調へという精神で、農家を中心だという気持ちでこれまでもやってきましたし、これからもやっていきたいと思っています。

この1ページの下に書いてありますように「地元の合意形成に向けて」県としてやるだけの支援はやってまいりたいというふうに考えておりますし、2ページのとりの法手続の流れに沿ってやっていきたいというふうに考えております。

それから、大蘇ダムにつきましては、これも宮崎課長が伝えたとおりでありますし、村上委員の方からの要望のとおりでございます。しっかり県としての役割を果たしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○前川収委員 私も、ぜひ、川辺川は水が欲しい方がたくさんいらっしゃる、その人たちの声は、マスコミも含めて余り表に出てないけれども、現実に水を待ち望む農家の方々がたくさんいらっしゃることはよくわかっておりますから、ぜひ事業は推進してほしいんです。その前提に立った質問だということだけは、もしも誤解されたとすればわかってください。やっていただきたいというのが大前提でありますので、そこはもう一回私も確認しておきます。

以上です。

○九谷弘一委員長 それでは、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○前川収委員 ここに、行政刷新会議ワーキンググループによる「事業仕分け」の結果及び本県への影響ということで資料が提出され

ております。

これを見ると、もう惨たんたる思いになるわけでありすけれども、その内容を一つ一つ言っても仕方ないので、それは言いませんが、農業事業の中には、さっき今まさに話をした、地域の皆さん方と事業同意をとって土地改良法に基づいて事業を進めていき、受益者負担まで盛り込んだ上で事業をしてきている事業がたくさんあるというふうに思います。

農道整備事業もその一つだと思いますけれども、仮に事業廃止は国がやると、事業を廃止しますという話になった場合には、受益者に対する対応はどうなるんですか。

これはちょっと一般的な農道という部分と少し分けて考えなきゃいけないのかもしれませんが、受益者の同意を得た農道、例えば圃場整備の中で、ここでつくりましょうという農道もあると思うんですね、絡めながら。

そういう農道の場合は、例えば減歩をして農道は出しましょうと、農道面積は出しましょうという話であれば、これはまさに受益者負担で土地提供までしてもらって減歩して出してつくる農道もあるわけでありすから、これは国のお金だけでやってるわけじゃないです、基本的には。

県も、当然それはそれに見合う分を出していると思いますし、市町村も負担していると思う。何よりも、受益者である農家も負担なさってらっしゃる部分があると思うんですね。

そういう事業であっても、国が事業を廃止ということはもうやめるわけですから、法手続に基づいて事業採択された事業を国が一方的な理由で廃止するという事は、今まで余り聞いたことが私ないんですけれども、国賠法も含めて、国家賠償法という賠償責任は国にあるじゃないですか、この場合は。こういうのはどう整理されるんですかね。

○宮崎農村計画・技術管理課長 農道事業でございすけれども、事業仕分けの対象になっております農道事業につきましては……

○村上寅美委員 農道だけじゃなかでしょう。

○前川収委員 例えば、農道の話なんですけれども……。

○宮崎農村計画・技術管理課長 例えば、農道事業につきましては、今前川委員が例を挙げられましたような圃場整備内、圃場整備事業の中で整備をされる作業道的な農道ではなく、広域農道でありますとか、以前ございました農免農道、そういった事業単独で行われます事業だと理解をしております。

それで、国の都合によって廃止ということが仮に決まった場合、先ほど御説明をいたしました川辺川の利水事業と同様、仮に打ち切ると、廃止をするということであれば、事業を開始する際に当たっては、受益者の方から同意をいただいて事業をしておりますので、廃止についても、事業廃止ということについての同意を土地改良法上いただかないといけないということになるというふうに考えております。

○前川収委員 普通、受益者の同意をとって始めた事業を、事業主体が勝手にやめました、後は廃止してくれなんていうことが、一般的にはあるんですかね。私は、もちろん今まではなかった例だと思いますけれども、これが政権交代と言われりゃそのとおりでしょうけれども、しかし、地元で生活なさっていらっしゃって、ここに農道ができるということの期待感の中で生活なさってらっしゃる方がいらっしゃって、その受益者の同意をとる前に事業を廃止すると。

普通、こういうものの手順からすれば、受

益者の3分の2以上の同意を得て、廃止手続が終わりましたから事業を廃止しますというのが、当たり前というか普通ですよ。これは、事業者の同意は得ずに、ただ事業廃止だけを決めて、今から受益者からの廃止の同意をもらいますと言ったって、廃止が同意されなかったらどうなるんですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 そういうことは当然ならないように、今前川委員がおっしゃるように、県としましても、その影響というのは非常に大きいわけですので、国に対しましても……。

○前川収委員 今のところ、来年度予算概算要求の段階で、事業仕分けまでは終わって廃止までは決まっているわけですね。ただ、今度の本予算が年度内に組まれるか、年越しするかわかりませんが、本当にその中に組み込まなかった場合は、これはもう確定という話になっちゃうでしょう、予算措置上は確定したと、事業廃止が確定したと。

しかも、仕分けの中には、幾つかの種類があって、事業仕分け、事業廃止とか、減額とか、いろんな種類がありますね、これ。計上見送りとか。これはもう事業廃止と書いてあるのは、グレードとすりゃかなり高いというか、やめるという意味が非常に強いやつだと思うんですよね。

概算要求の縮減、予算を減らしますという意味じゃなくて、事業そのものを廃止すると言っているんだから、廃止することを決めて、受益者の皆さん方に後から法手続をやって、法手続上、3分の2の同意がとれなかったという場合、そうならないように事業を起こしてもらおうと今課長は言いたいんだろうけれども、それは県の願いであって、現状に対応するという前提からすれば、3分の2の同意がとれなかった場合はどうなるのかということです。廃止同意がとれない場合、法律上

どうなります、土地改良法上は。事業が生きるけれども、工事はしないという状況が生まれるんじゃないですか。

○宮崎農村計画・技術管理課長 詳細については、もう少し勉強して……。

○村上寅美委員 わかりませんで言うたい、おまえ。わからぬとだろ。わかりませんで言うたい、わからぬなら。うそ言うことはでけん。その場限りが一番いかぬ。

○前川収委員 今まで経験したことがありませんから、調査しますと言わんたい。（「委員長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、私がまだ質問中です。

○宮崎農村計画・技術管理課長 今お話がございましたように、これまでそういうような事象というのが起きておりませんので、どうということになるのか、今後しっかり考えたいと思います。

○前川収委員 そうならないように御理解をいただくように頑張るのが一番適当な答えだと私も思っています。しかし、これはやっぱり相当頑張らないと、一たん自分たちで、あれだけ鳴り物入りで、事業仕分けとって胸張ってやってらっしゃった結果ですから、そう簡単に変えるということはないと思いますから。県として、私はここで、前の委員会かなんかでも言ったことがあると思いますが、結局土地改良法に基づいた事業としてこれまで継続してきて、国の都合で事業をやめるといことからすれば、土地改良法上では法律違反だと。事業廃止が仮にとれない場合は、法律違反になる可能性があるわけですね。そういったときは、私は、やっぱりちゃんと行政訴訟をやって損害賠償を求めなきゃいけないと思っています。

今から先の国と県との関係は、地域主権とか何とかおっしゃってるわけですから、我々にもちゃんと主権があるわけであって、国が決めたから何でもかんでもはいそうですかと、国が言ったから仕方がないとか、国が決めたことですからでは、済まないですよ。

地域住民の主権をちゃんと守るためには、それは裁判でも何でもやるという覚悟ぐらいは持ってもらわないと、こういうことになっていくという事態が間々出てくる。この中にも、まだほかの分野でもたくさんあるというふうに思っております。

法律要件に定められたもので事業が進められているものであっても、それは政権が変わったからといって簡単にやめるということができるとかどうなのかというのは、私は非常に疑問を持っておりまして、今までの法律に基づいた過程というのが、プロセスというのがあるわけですからね、それを無視していただくわけにはいかぬというふうに私は思っておりますので、そういうものも含めて、今後、やっぱり強力に国に対してお願いをしていくと。お願いというのか、もともとやると言ったのを勝手にやめて、またお願いしますと言って、再開してくださいというのは、本当はおかしな話なんですけれども、国に対してしっかり要請をしていく、提案をしていくというんですかね。その部分の中には、やっぱりそういう覚悟も、部長、しっかり持っていたかかないと、本当に。手続があってやってきたのに、事業仕分けだけで、たった1時間一つのテーマで議論して、切ったという話で済む話じゃないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○九谷弘一委員長 その前に、熊本県は、道路については、新規は21年度から熊本県の財政事情でストップをかけておりますよね。だから、継続地区がどのくらいあるのか、トンネルを出たらがけだったと、事故でも起こし

たら大変なことですからな。そういったところが何地区残って、どのくらいの事業量が残っているのか、それはわかるんですか。

○大薄農村整備課長 現時点で、継続地区が25地区残っております。残事業費といたしまして72億円、そして残延長が28キロです。そのうちで、先ほど話がございました法手続を終わっている分、それは未採択地区になっておりますが、これが7地区ございまして、事業費といたしまして48億円、そして延長が13キロ残っております。

そのほかに、関係市町村では、新しく採択してほしいと、ここ数年のうちに採択してほしいというようなところが5～6地区出てきているという状況です。今の状況はそういう状況です。

○九谷弘一委員長 だから、その辺を踏まえた中で、部長どうぞ。

○廣田農林水産部長 事業仕分けの結果が、どう来年度の予算の方に反映されるのかというのは、まだ確定的じゃないというふうに聞いております。

それと、今度の戸別所得補償関係でも5,600億ぐらいありますけれども、農水省の対前年度比の予算がいろいろ縮減されましたけれども1,900億ほどあって、この取り扱いについて、まだ財務省と農林水産省の方で調整がついてないというようなことです。

そういう状況の中で、なかなか確定的なことを申し上げるのが非常に難しいんですが、先ほど話がありましたように、例えば農道整備というのは、もう過去何十年にわたって農家の請願というような形で今まで着実にやってきております。これをいきなり廃止、市町村道であるというような、そんな仕分けなんですけど、これについては、事業仕分け並びに国の方で責任を持って、今後どういうふうに

やっていただくかということをはっきりと決めていただかぬと、地方は大いに混乱するというふうに考えております。

○平野みどり委員 今、前川委員の方から御指摘のあったところは、旧政権下で私たちもずっと議員をやっていたので、当然心配な部分なんです。

ただ、政権が大きく変わったということの一つとして、やはり国が書いてきた事業に関して手を挙げてやっていくというパターンから、やっぱり市町村、住民の皆さんたち、農業者の皆さんたちが必要だと思うことに、きちんと的確に自治体に対応して整備ができるような形の一括交付金という形で、財源も含めて地方に移管するというふうに言っていますので、それを信じながら、こういった法律に基づいたという部分の整理に関しても、きちんと市町村・都道府県の方の予算が交付金という形でおいて、それで手を挙げてつけられるという形だったら納得されると思うんですね、住民の方たちが。

訴訟という形にならないように、できるだけそういうふうな形にするということと同時に、この法律に関しても一部手直しが必要だったら、そういった対応も国の方でやっていくだろうと思いますので、できるだけ私たちも受益者の方たちが困らないような形に持っていきたいなと思いますので、地方からそういった声を国に伝えていきたいと思います。

きのうも、JAの青壮年部の皆さんたちと意見交換をしたり、そこに郡司農水副大臣も来られてましたけれども、やはり大きく政権が変わったということで、団体とかそこら辺にはいろんなしわ寄せも来るかもしれないけれども、本当に農家の方、漁業をやってらっしゃる方、農林水産業にかかわってらっしゃる方たちに、直接、生活が安定して、その業を継続していこう、さらに進めていこうという意欲を持てるような環境をまず整えること

が大事だというふうにおっしゃってましたので、そういった形になるように、柔軟に県議会としても対応していきたいなと思っています。

以上です。

○城下広作委員 関連といたしますか、ずっと私も、事業仕分けに関しては、いろいろとはしながら、特にこういう農政の事業については、ある程度、専門とか今までの流れとかよく理解してないと、仕分け人が簡単に要る要らないというのは、そう軽々に言えないと思うんですよ。

例えば、本当に農村整備もそうだし、我々なんか、かんがい排水のポンプの機械が壊れて、本当に水を揚げられないから浸水して困ると、だけど予算は削られると、そういう地域は、なかなか順番までかなり待たないかめとだろうかと心配するわけです。

例えば、この事業仕分けに入る前に、各県に——各県というか、熊本県なんか、こういう事業をちょっと縮小するとか云々とか、事前に農林省から調査があったりとか、そういうのは、何か相談みたいなのはあっているんですか。全くなくて、もう単純に一方的に決めたか、その辺の経緯をちょっと教えてください。

事前に、こういう事業が廃止になるよ、こういうのを削ったら何か問題になるかというようなことが、最初に断りみたいな形で意向調査があったのか。全くないというんだったら、まさに一部の人間で、単純に、いわゆる一方的な理論で要らないと決めたというふうにとらえるということになるから、これはどうなんですか。

○廣田農林水産部長 済みません、一応正式な形で、例えば県に対して意向調査なりがあったというようなことはないというふうに考えております。

それと、例えば農政局あたりとも意見交換するわけですが、農政局にも事前には情報がなくて、結局記者会見で出された資料が同じタイミングで出てくるというような形ですので、事前に意見を求めるというようなことは基本的になかったんじゃないかというふうに考えております。

○城下広作委員 そうすると、各県がこれを切ればこういうふうに困るかもしれないなということを全く聞かないでやったということだから、これは各よその県、47都道府県も同じような感じでしょう。

そうすると、本当に各地域の実情を聞こうというような気持ちは全くなくて事業仕分けをしたということは、これはちょっと乱暴ですよ、やっぱり。それに対して、県としても、これは困ると、みんな困る困る困るといっばい言ってるじゃないですか。そうすると困るという意思表示は、行政側としても、やっぱり何らかの形で国の農水省に言わなきゃいけないですよ。

我々は、地方議会として、当然言っただけですけども、行政の立場としても、やっぱり一方的な決まり方、これは困ります、これだけ影響があります、こういうことを明確に言っていないと、今からどンドンどンドン同じようなことをされたときに、ただもう指示どおり待つしかない、そういう形だったら我々抵抗できないですよ、やっぱり。

この辺は、このもとには住民がいる、県民がいるという前提で考えていかないと——本当に要らない分は廃止していいですよ、我々は本当に。だけど、我々は、そんな短時間では細かくわかりません。もっと地元の声を聞いたら、かなりの調査をしないと、そう簡単に、これは廃止だ何とかと言う自信なんかありません、そんなのは。だから、よくできたなと私は思います。

特に、農政なんかは影響が大きかったか

ら、それはそれなりに皆さん方は、その分野、エリアでしっかりされているわけですから、その事業で削られて困るというのはもっと声を上げていただきたいと思うし、要らない分は素直に要らないと言えればいいわけですから、この辺のことは、今からどンドンどンドン——今の現政権はどうするか、荒っぽい部分がありますので、はっきり言っていくべきだと思いますけれども、どうでしょうか。（「民主党県連に行かなんたい」と呼ぶ者あり）

○村上寅美委員 私も関連。前川委員にも、今の城下委員にも関連だけど、全く——まず情報をとること。その情報がなかなか入らないという答弁だろうと思うから、答弁は要らぬけど、情報をとること。

それから、やっぱりこういう問題は、今委員が言ったように、各都道府県、ほとんど日本というのは農林水産県ですよ、農林県でしょう。だから、中小企業と農林県だから、特に熊本県は99%、日本全国だって97ぐらいになるんじゃない、中小企業が。

そういうことを考えると、現場を全然見らずに、現場の把握ができなくてやるということは、これはナンセンスな問題だよ。みんな一緒なんだ。これは民主党とか自民党とかという次元じゃないと私は思う。だから、これは全国知事会とか、委員会としての存在とか、こういうところは堂々と示さなくちゃいかぬと私は思うから——答弁できぬでしょうが、課長でもあなたでも。できないはずだよ、教えぬからね。

だから、民主党でもういいんだから、いいんだからてしよんなかたい。しかし……（「小沢さんに言わなきゃ」と呼ぶ者あり）やっぱり今話があったように、国民の目線でやってもらわないと困るということは、我々議会も言うけど、この委員会も、それから知事会も、そういうところは熊本県だけの問題じゃ

ないという認識のもとに、やっぱり国だからお願いしますという次元じゃないんだから。それは部長、やっぱり心して腹決めてひとつやってもらいたい。答弁は要らぬ、なかはずだから。

以上です。

○九谷弘一委員長 なかなか難しい意見があるろうかと思いますが、情報を集めていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○平野みどり委員 県の不正経理の関係ですけども、最近熊日さんの方でも出てきましたが、差しかえに関してなんです、土木部が多かったということですけども、これは農政関係はございましたか。確認させて……。

○白濱農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

この件に関しましては、農林水産部では、このケースはございません。

○平野みどり委員 なかったですね。

○九谷弘一委員長 よろしゅうございますか。

ほかにありませんか。

○高野洋介副委員長 委員会からの意見書提出について提案したいというふうに思っております。

意見書(案)がありますので、ただいまからお配りしていただきますけれども、概要といたしましては、農業を取り巻く環境が非常に厳しい中、国は、来年度より、戸別所得補償制度を実施するとしまして、来年度から先行して、米をモデル事業として関連する政策をあわせて行うことというふうにされておられ

ますけれども、本制度が現場や農業者の意見を踏まえた政策となるように、意見書(案)の下段にあります7項目について強く要望したいというふうに思っております。

この意見書を国に対して提出することとし、この議案を本委員会から提出していただきたいというふうに考えておりますので、どうか御審議の方をよろしくお願いいたします。

○前川収委員 今回の趣旨は、もう全く私は同感であります、せつかくであれば、その他事項の事業仕分けで今出てきた議論があったわけでありますから、その議論も意見書の中に踏まえていただきながら、案文については、委員長、副委員長に御一任いたしますので、事業仕分けによる今の現状、それから見えない先行き等々も含めて、この意見書の中に、あわせて意見書として出していただければと思います。

○平野みどり委員 それは、文案を見てみないと判断はできません。この意見書でしたら、私たちも同意できますけれども。

○井手順雄委員 その文案をつくっていただいて、再度この会議を開いていただきたいと提案いたします。

○九谷弘一委員長 委員会をですか。

○井手順雄委員 はい。それか、ここで待つとか、その辺はお任せします。

○前川収委員 その中を含めたやつで一任できないなら、こっちは反対でしょうけれども、我々が賛成すれば意見としてはできるわけです。

○井手順雄委員 そういうアバウトでよか

すか。

○平野みどり委員 できるだけ合意できるような文案にされたらどうでしょうか。

○村上寅美委員 きょうの意見だろう、前川委員が入りたいのは。

○前川収委員 そうなんです。今の農業政策、この内容プラス事業仕分けによって、今から、今この現状において、非常に先行きが見えない現状が議論されております……

○平野みどり委員 事業仕分けにこだわらずに、きちんと反映させた形の予算を組んでほしいということによろしいですか。

○前川収委員 事業仕分けについても意見が出ましたから、入れた方がいいんじゃないですか。

○平野みどり委員 だから、事業仕分けを入れるなどは言っていないので。

○前川収委員 入れざるを得ないでしょう、今の議論からすれば。事業仕分けによって、先行きが見えなくなっているという状況、これはもう現実ですからね。法的にもなかなか見えないという、さっきの県の話でもそうですから、この辺についてはやっぱりきちりやっていただきたいという内容です。

○九谷弘一委員長 それでは、今案を示しておりますけれども、今まで議論をしましたことをつけ加えながら提出をさせていただくということで。今すぐ原案を見せると言われても無理な話でございますので、どうぞひとつ後ほど持ち回りで……

○平野みどり委員 はい、お願いします。

○九谷弘一委員長 お示しをいたしますので、それで全員賛成であれば問題はありませんけれども……（「基本的には賛成たいな」と呼ぶ者あり）基本的には、多数決になる可能性もあるかもしれぬということも含みをして、皆様からの御了解を……

○前川収委員 本会議でまた判断はできますからね。

○平野みどり委員 はい、わかりました。

○九谷弘一委員長 とっておきますので、それで御了解をしていただきたいというふうに思います。

それでは、そういったことで、この意見書（案）によりまして、まだ案はできておりませんが、今申し上げましたようなことで、委員会提出議案として本会議に提出をしたいと思いますので、今申し上げたとおりで御異議ございませんですね。

（「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 はい、それでは委員会提出議案として本会議に提出します。

ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○九谷弘一委員長 なければ、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、第6回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長